

記入例

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保險者報酬月額算定基礎 70歲以上被用者算定基礎屆



1 令和 6 年 7 月 5 日提出

提出者 記入欄	事業所 整理記号	2 0 0 ケイト	受付印
	事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所 名 称	〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1 (3)	
	事業主 氏 名	株式会社 健保産業	
	電話番号	03 (5432) 6789	
			社会保険労務士記載欄 氏名等
項目 名	①被保険者整理番号 ②被保険者氏名 ③生年月日 ④適用年月		⑤個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤従前の標準報酬月額 ⑥従前改定月 ⑦昇(降)給 ⑧遞及支払額		⑨給与 支給月
	⑨給与計算の 基礎日数 ⑩賃によるものの額 ⑪現物によるものの額 ⑫合計(⑩+⑪) ⑬平均額 ⑭修正平均額		⑬備考
項目1	5 18	年金 一郎	5-250624 6 6 9 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 月
1	7 健 110 千円	厚 110 千円	5 年 9 月 月 1. 算給 ⑦昇(降)給 ⑧遞及支払額 2. 降給 月 円 125,200 0 125,200 10 254,300 118,800 0 118,800 127,150 129,100 0 129,100 11 1. 70歳以上被用者算定 (算定期基月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. バート 8. 年間平均 9. その他() 11
項目2	40	年金 花子	5-631025 6 6 9 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 月
2	200 千円	厚 200 千円	5 年 9 月 月 1. 算給 ⑦昇(降)給 ⑧遞及支払額 2. 降給 月 円 206,000 4,600 210,600 655,800 224,000 4,600 228,600 218,600 212,000 4,600 216,600 216,600 15 1. 70歳以上被用者算定 (算定期基月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. バート 8. 年間平均 9. その他() 食事(昼) 15
項目3	50	年金 五郎	5-591213 6 6 9 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 月
3	118 千円	厚 118 千円	5 年 9 月 月 1. 算給 ⑦昇(降)給 ⑧遞及支払額 2. 降給 月 円 124,800 0 124,800 366,600 117,000 0 117,000 122,200 124,800 0 124,800 16 1. 70歳以上被用者算定 (算定期基月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. バート 8. 年間平均 9. その他() 16
4			1. 70歳以上被用者算定 (算定期基月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. バート 8. 年間平均 9. その他()
5			1. 70歳以上被用者算定 (算定期基月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. バート 8. 年間平均 9. その他()

左記の項目1～3では次の例をお示ししています。

- 1:支払基礎日数が17日未満の月がある70歳以上被用者の例
2:食事が現物で支給されている例
3:4月・5月・6月の支払基礎日数が15日以上17日未満のパートタイマーの例

- ① 届書提出日を記入してください。
 - ② 事業所整理記号を必ず記入してください。
 - ③ 事業所情報を記入してください。
 - ④ 「⑩備考」欄には、該当する項目がある場合、○で囲んでください。
 - ⑤ 被保険者整理番号を必ず記入してください。
 - ⑥ 定時決定年月を記入してください。
 - ⑦ 従前の標準報酬月額を記入してください。
 - ⑧ 4月・5月・6月の各月に受けた報酬の支払対象となった日数を記入してください。
 - ⑨ 「⑪通貨」・「⑫現物」欄には、4月・5月・6月の各月に通貨および現物で支払われた報酬、「⑬合計」欄には各月の合計額を記入してください。
 - ⑩ 「⑭総計」欄には、支払基礎日数が17日以上の月(※)を総計した額を記入してください。「⑮平均額」欄には、総計を該当月数で割った額を記入してください。
(※)
 1. 短時間就労者(パートタイマー)で支払基礎日数がすべて17日未満であるが
15・16日以上の月がある場合は
15日以上の月が対象
 2. 短時間労働者で支払基礎日数がすべて11日以上の場合
すべての月が対象
 3. 短時間労働者で支払基礎日数に11日未満の月がある場合は
11日以上の月が対象
 - ⑪ 70歳以上被用者に該当する場合は、個人番号または基礎年金番号を記入し、「⑯70歳以上被用者算定」を○で囲んでください。
 - ⑫ 3月以前にさかのぼった昇給の差額分または3月以前の給与を4月・5月・6月に支給した場合、支給した月とその金額を記入してください。
 - ⑬ 4月・5月・6月中に食事、住宅、通勤定期券等の現物給与の支給がある場合は、金銭に換算して記入してください。
※食事、住宅等については「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。
 - ⑭ 「⑯修正平均額」欄には、遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分(「⑮遡及支払額」)が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
 - ⑮ 現物給与の支給の名称を「⑰その他」欄に記入してください。
 - ⑯ 「⑱パート」を○で囲んでください。

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります